

おかだ耕一

後援会会報

（通算）No.21
2004.1.1

http://www.ko1.org/ E-mail:okada@ko1.org

発行/おかだ耕一後援会事務局

豊田市宝来町4-758-141

TEL・FAX/88-9194 (岡田自宅)



謹んで新年のお慶びを申し上げます

あけましておめでとうございます。昨年は岡田耕一の活動に対しまして、格別なご理解、ご支援賜り、また、4月の選挙の際には、ひとかたならぬご支援いただき、ありがとうございました。心からお礼申し上げます。

さて、昨年は豊田加茂7市町村の法定合併協議会も設置され、いよいよ、今年は、17年3月合併にむけた協議が加速されます。いろいろな議論をする中で、最大限、民意をくみ上げ、豊田市民、6町村の住民にとって最善の結果となるよう、私も合併推進特別委員会等で発言していくつもりです。

皆様には合併問題にも関心をお持ちいただき、マスコミ報道や広報とよた、合併協議会だより、市議会だよりにも目を通していただき、ご意見、ご質問等いただけましたら幸いです。どうか本年も岡田耕一に昨年同様、温かいご支援賜りますよう心からお願いすると共に今年も皆様にとりまして素晴らしい年になりますことを祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

なお、公職選挙法第147条の2で「公職の候補者は当該選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、その他これらに類するあいさつ状を出してはならない。」となっているため、新年のご挨拶は失礼致しております。ご了承ください。

豊田市議会議員 岡田 耕一



2004年新春に想う

新年あけましておめでとうございます。旧年中はみなさま方には、ひとかたならぬご支援・ご協力をいただき、まことにありがとうございました。おかげをもちまして、おかだ耕一くんも昨年一年間積極的な議員活動を展開し、他の先輩議員に伍して堂々と主張できるすばらしい議員へと、成長されました。これも、ひとえに皆様方のあたたかいご支援のたまものと、厚くお礼を申し上げます。

さて、おかだ耕一くんも、二期目の議員活動が本格化し、昨年末の市議会活動にみられるように、真にわたしたちの地域に密着した諸問題にも果敢にとりくみ、多くの市民の共感をえたことは、すでにご承知のとおりであります。これには、多くの皆さんがたいへん強い関心をよせられ、彼の質問時間帯にはたくさんの方が傍聴につめかけたほどでした。これらは、彼自身のためまぬ研鑽と、綿密な調査等々、なみなならぬ熱意と努力の賜物のほかありません。このように、若さとパワーで活躍するおかだ耕一くんを、真の地域代表としてこれからも積極的に支えて行かなければなりません。さいわい、昨年末には、地元後援会の核となられるみなさんに多数お集まりいただく機会を得ました。そして、一様におかだ耕一くんへの積極的な支援を誓い、これからの活動を支えていただく決意を新たにいたしました。そして、新しい年がおかだ耕一くんのさらなる成長の一年でありますよう祈念するとともに、みなさまのいっそうのご支援を切にお願いするものであります。

おかだ耕一後援会 代表世話人 中田 重信

小林おさむの **ちよつと一言**



自衛隊のイラク派遣は海外出兵である

精力的に自衛隊のイラク派遣反対の発言をしている、新潟県加茂市長小池晴彦氏（元防衛庁教育訓練局長）の講演を聴く機会があった。

私にとって印象的であった彼の論旨は、「自衛隊員は、日本国憲法下の自衛隊に、専守防衛でわが国の平和と独立を守るために、日本国憲法を遵守することを誓約して入隊してきたのであって、外国のゲリラ戦の戦場に赴くことは、任務ではない」という点にあった。

私は、第9条を文字通り守り抜く中で、金銭的だけではない国際貢献のあり方を希求することが、わが国だけでなく、すべての主権国家の21世紀の課題であり、その延長線上にこそ、人類の存続の

ために地球環境を守ることを任務とする世界政府が展望できると考えている。だから、当然のことながら、日本国憲法と自衛隊は相容れないものだと考えてきた。さらに言えば、自衛隊幹部は、本音では「第9条は邪魔だ」と考えているに違いないと思込んでいた。

したがって、第9条と自衛隊の共存を真っ向から肯定して、だからこそ、「自衛隊イラク派遣はすべきではない」という論旨は、極めて新鮮で、説得力もあった。そして、自衛隊が越えてはならぬ一線を越えようとしている事態を、よく理解できた。

イラク特措法は、「武力による威嚇又は武力の行使」を明確に禁じている。だから、イラクでの非戦闘地域の有無が問題となる。ところが、小泉首相は、正当防衛の理屈で、「武力による威嚇又は武力の行使」を肯定しようとしている。その口ぶりには、自衛隊員が「武勲」をたてることを期待している雰囲気さえある。

自衛隊員は、イラクに派遣されるのではなく、出兵されようとしている。

(元愛知県議会議員 小林おさむ)

映画「折り梅」上映会

市政改革とよた市民の会（代表：おかだ耕一市議）が、医療・福祉問題の連続市民講座の一環として映画「折り梅」を上映します。

開催日：16年3月28日(日)
会場：豊田勤労福祉会館 講堂
第1部 第2部
10:00～12:00 13:30～15:30
入場料 大人 1000円
中・高生 500円

お問合せ先
市政改革とよた市民の会
岡田 耕一 88-9194
小林 収 80-5323



無料法律相談のご案内

日時 / 1月10日(土) 2月14日(土)
3月13日(土) 4月10日(土)
時間 / いずれも午後1時30分～3時
場所 / 豊田産業文化センター4階にて

お問合せ 豊田市議会議員 おかだ耕一 88-9194

弁護士に無料で相談できます。予約制ではありませんので、しばらくお待ちいただくことがあります。ご了承下さい。あわせて、行政相談も実施しておりますのでお気軽にお越し下さい。

12月定例会・おかだ議員の一般質問

豊田市は産廃問題に及び腰!?

おかだ議員は、まず、産業廃棄物処理施設の新設の質問の冒頭、「現在、市内では、複数の産廃処理施設の設置計画がある。産業活動をするうえで排出される産廃は、間接的だが、私たちが排出している意識は持たねばならない。本来は、できる限りごみが出ない、ごみにならない製品をメーカーが製造し、そのコストを消費者が負担するという仕組みを作るべきだが、現行法がそうっていないのが現状」と持論を展開。「メーカーは廃棄物の処理コストをできる限り少なくしようと努力し、処理業者は、受注するために適正処理コストよりも安く請け負い、その結果が、不法投棄、不法処理となる、いわゆる産廃問題となる。現状では産廃施設はどこかに必要だと認識するものの適正処理しない業者があることも現実」と現状を嘆きながら質問に入った。



4億6500万円の税金を投入して代執行した
枝下町の産廃施設

市は説明責任を果たせ!

まずは、住民説明会について「紛争予防条例第9条では『事業者は、関係地域内において、周知計画書に基づき説明会を開催しなければならない』としているが、事業者から説明されたことに対する市の考え、市の手続き等については、説明会開催の規定がない。関係住民から市に対して説明会開催の要望があった場合の対応は」と質問。

それに対して成田環境部長は、「廃棄物処理法に基づく、許可申請がされていない段階では、計画の詳細を知りえないので開催できない。また、許可申請書が出された後は、許可権限者として審査しなければならず、説明会は開催できない」と答弁。

甘い!市の「施設の立地に関する基準」

おかだ議員は、続いて、産廃施設立地に関する基準について質問。まず、県が定める産業廃棄物適正処理指導要綱の「施設の立地に関する基準」と「豊田市の基準」で内容が大きく違うことを指摘。県基準の積み替え・保管施設や中間処理施設、最終処分場の立地場所に関する要件では、「土地所有者および隣接する土地の所有者の承諾が得られること」となっているのに対して豊田市の基準では「関係する区域の住民等の理解が得られること」となっていると指摘。「理解を得ると承諾を得るとは大きく違うと思うが、理解を得るとはどのような状態を指すのか。豊田市でも県同様の基準にすべきだと思うが、考えは。また、実際は、要綱に基づく基準では強制力が弱い。県の要綱、立地に関する基準の趣旨に基づく条例制定をすべきと考えるが、どうか」と質問。

成田環境部長は、「施設立地基準は、平成10年に県の基準を参考に制定したが、平成9年に旧厚生省から要綱で地元との承諾を要件にしないようにという通達が出されたため、承諾に関する部分を削除した。関係住民の理解を得るとは、県基準

より広い範囲の住民を含む。要綱では強制力はないが、役割は果たしている。今後は、部内で検討している環境保全等に関する新たな条例の中で当該基準について検討していく。」と答弁。

それに対して、おかだ議員は、「施設の立地に関する基準を純粹に読み取ると業者の立場から言えば、県内では豊田市の『基準』が甘く、進出しやすいと認識される。今後、合併問題も控え、広大な市域を抱える新豊田市が、さらに産廃銀座となる可能性がある。県基準に基づいた条例化を」と再質問すると「条例の中で当然考えている。その際は相談させていただく機会も」と部長からの踏み込んだ答弁はなかった。

不適正業者は、市の英断で不許可とすべき!

おかだ議員の3つ目の質問は、不許可の要件について。

「産廃施設の必要性は誰もが認めながらも反対運動が起きるのは、その業者が適正処理しないと思われるから。特に他の場所で事業を行って、行政指導や処分がされている業者に対しては、住民から厳しい目が注がれることは当然。」と現状認識した上で、「法律上、廃棄物処理の許可を取り消された場合、5年間は再開が認められないが、取り消し以外の行政処分を受けた場合は、不許可となるのか。申請業者と他の業者とが、現在の役員は違っているものの出資関係があるなどグループ企業ということが明らかな場合、そのグループ企業に行政処分があった場合でも申請業者に許可しなければならないのか。また、申請業者が不適正な処理をする可能性があるとして市が判断した場合に住民の立場にたち、申請業者から提訴されたとしても不許可できないか」と市の大英断を求めた。

それに対して、環境部長は、「不許可の要件では、取り消し処分を受けた場合のみが対象で、改善命令や措置命令では、要件とならない。また、法律上、法人の役員が全く別だった場合は、それぞれ独立した法人として取り扱うため、一法人の処分をもって別法人の申請は不許可とできない。そして、基準を満たしている設置計画に対して行政側の理由により不許可とした事例に対する訴訟では、ことごとく行政側が敗訴している。不適正処理の恐れという理由だけで不許可とすることは難しい」と。



行政処分を繰り返す勘八町の産廃施設

環境保全協定書に対する責任ある市の対応を

環境保全協定書についての質問では、「協定書の強制力はどの程度あるのか。また、協定書が守られなかった場合の行政処分は可能か、市はどこまで関与できるのか」と質問。

環境部長は、「強制力については、公法上はないので行政処分はできない。しかし、協定書は、事業者と関係住民との間での合意内容を文書化した一種の契約と考えられるので民法の規定に基づき、契約の履行を求めることはできる」と答弁。

ふれあい広場を守れ!

大項目2つ目は、地元の第2宝来ふれあい広場の存続問題を念頭に「地域広場の確保」について質問。

設置要綱見直しを

おかだ議員は、第2宝来ふれあい広場の例を挙げ、地域広場設置要綱について「皆さんにも考えていただきたい」と提起。「私が相談を受けた、ふれあい広場は、S62年の設置以来、地域のふれあいの場、最近では防災訓練の場として、また、子ども達も地域の枠を超えた遊びの場として積極的に利用。そのため、年に2回の環境美化の日以外でも区民の協力により常にきれいに広場の維持管理がされて、素晴らしい環境を保っている。しかし、このふれあい広場は、愛知県住宅生協の所有で、16年度には、宅地として売却したいと最近、自治区に打診があった。契約上は、それを認めざるを得ず、このままでは、自治区唯一のふれあい広場を失うことになる。

要綱の設置基準では原則として1自治区1カ所設置となっているが、用地確保の条件は、世帯数500以上。この自治区は、200世帯弱なので、この要綱



第2宝来ふれあい運動会の1コマ

では、現在の広場廃止後に新たにふれあい広場の新設はできない。この自治区の例のように有効利用されている広場が、廃止されてしまう現在の地域広場設置要綱は、地域の実情に合わず、今後の豊田市全域の広場の存続に大きな影響を与える可能性がある。本当に必要な広場を確保できるように要綱の見直しが必要と考えるが、どうか」と想いを述べると、萩原建設部長は、「現在は、平成15年4月1日改正の要綱で変更の考えはない。しかし、地域広場の必要性は十分認識。用地確保については、各自治区の状況、事情を十分認識し、現在の要綱の中で対応したい」と答弁。

それに対しておかだ議員は、「要綱では新規に用地取得をしてふれあい広場を設置しようと思った場合に500世帯未満だと新設できない。市内で228自治区のうち153自治区が500世帯未満。10月1日現在のふれあい広場の借用状況は、131のうち88が借用。これでは、今後、広場の新設はできなくなる。再度、明快な答弁を」と再質問すると建設部長は、「設置要綱については、現状は、不備もあるので研究したい」と答弁。それぞれの地域から広場がなくなることはないようしっかりと研究していただきたいものだ。

2学期制導入への不安解消を!

11月末の教育委員会議で導入が決定された学校2学期制について「導入への不安」という観点から市民、保護者、児童・生徒への説明責任について質問。

おかだ議員は、「2学期制実施要綱では、『行事の削減や見直しを行い、授業時間を確保し、基礎学力の定着を図る』としているが、保護者や教員の皆さんの中には、説明にある『授業時間が増えること』や『教員にゆとりができること』に対して疑問の声もある。パブリックコメントの意見と教育委員会の意見を添えて市のHPに掲載するとの答弁があったが、疑問の声やパブリックコメント、これから行う説明会開催時の意見等を集約し、更なる説明の機会が必要だと思うが、その考えは」と質問する

と野見小校長だった平野専門監から「パブリックコメントの結果は、12月15日の広報とよたと市のホームページで公表。2月末までの各学校での説明会の意見については、学校だよりや各学校のホームページでお知らせし、市全体に関わることは、集約して、教育委員会のホームページや保護者へのプリントでお知らせする」と答弁。しっかり約束を守って欲しい。

16年度導入は、時期尚早では?

おかだ議員は、導入時期について「2学期制導入については賛成。しかし、11月26日の教育委員会議で決定し、12月から2月末までに全73小中養護学校で説明会開催、4月1日から実施とは、あまりに性急過ぎて賛同できない。



民間移管が延期された市立野見幼稚園

所管は違うが、私が問題視していた、幼稚園・保育園の民間移管計画もあまりに性急で無理があり過ぎた結果、県は、美里中学校区の野見幼稚園、東丘幼稚園のいずれか1カ所に調整すべきとの見解を出した。これは私が主張した通り。どうして導入を急ぐ必要があるのか、疑問。明快な答弁を」と質問。

それに対して、専門監は、「2学期制のメリットは、多くの先進地域で実証されている。豊田の子どもたちの教育のより一層の向上を真摯に考え、1年でも早い導入を考えた」と答弁。

学校、教員の受け入れ態勢は万全か!

更に学校、教員の受け入れ態勢についても質問。「決定から、説明会、実施とスケジュール的にも無理があるように感じる。もうすでに学校側では2学期制移行へ向けて準備は進んでいると思うが、すべての学校、教員の受け入れ態勢は万全か。無理はないか。問題があって困るのは、子どもたち。現場の教員の皆さんは、本当に来年度実施で対応できるのか。また、2学期制実施後に改めるべき点、見直しが必要になったときはどのように対応するのか」と質問。

専門監は、「通知表や評価基準は、2学期制に対応したものを各学校に提示。校長会、教務主任者会も教育委員会と連携して、準備を進める。各学校では、職員会議やPTA役員会・理事会等で計画案の作成を進める。16年度以降は、教員以外にも学識者、市民の方も含め、2学期制検討委員会で実践状況を把握し、改善すべき点は、改善する。」と現状については不安が残るが、今後については前向きな答弁であった。



万全な受け入れ態勢が望まれる学校現場

これら全般の答弁に対して、おかだ議員は、「2学期制の導入によって、小学校で20～30時間、中学校で30～35時間授業時間数が増加すると答弁があったが、その中には家庭訪問を廃止、または夏休みに実施(9時間増加)、1学期の個別懇談会を夏休みに実施(小学校9時間増加)、心に残る記念事業を夏休みに実施(中学校4時間増加)など2学期制とは関係がないとの指摘もある。これらを計算すると2学期制による実質的な授業時間数の増加は、4時間程度との指摘もあるが」と再質問すると専門監は、「時間数については、検討委員会から出された時間で、各学校ごとに若干違うのでそれぞれ学校で説明させていただく」ということだった。多くの市民、保護者の皆さんには、各学校での説明会に積極的にご参加いただき、不明な点、理解できない点をクリアにして、子どもたちにとって最善といえる制度にしていきたいものである。



海外視察に1人120万円!?

議員の海外調査研究視察について考える

海外視察検討委員会が検討された海外調査研究視察実施要綱がまとまりました。以下の内容をお読み頂き、ご意見いただけましたらありがたいと思います。

以下、海外調査研究視察実施要綱の一部です。

目的	少子高齢化、環境問題が深刻化、海外流入人口の増加等、我々は、未だかつて経験したことのない社会を迎えている。この状況は、我が国に限ったことではなく、海外諸国においても同様。数多くの今日的課題に対し、諸外国はどのように取り組んでいるのか、また取り組んできたのか、その事例等を調査研究し、市民生活にゆとりと安らぎをもたらすための政策推進に役立てる。併せて、都市間交流の促進及び国際友好関係を図る。				
テーマ	①福祉②教育③環境④街づくり等、今日的課題の解決策を諸外国に学ぶ				
実施方法	全議員を対象とし、全議員に、調査研究項目等の希望をとり、3調査団を編成して実施				
実施時期	平成16年度中に実施	時期	各調査団に任せる	実施期間	12日程度
旅費	一人120万円以内	視察先	アジア、アメリカ、ヨーロッパの3地域	業者選定	方法は、2社以上の競争
報告	海外調査研究視察実施後は、全議員への報告会、議会報の掲載、視察先別報告書の作成等を行い、市民等へ情報提供				

ここまで検討された検討委員会には会派(新政クラブ)を代表して、篠田代表が私たち3人の意見を代弁していただいたが、多勢に無勢で意見が通らず。私としては今回決まった事項について大きくは、4つの異議がある。

視察先決定に異議あり!

視察先をアジア、アメリカ、ヨーロッパの3地域としているが、本来であれば、まず、何を調査するのかテーマを決めてから視察先を決定すべき。先に視察先(地域)を決定し、テーマを後に決めるとは本末転倒である。

視察期間に異議あり!

実施期間を12日程度と先に決めることにも疑問がある。本来は、何カ所(項目)の視察を実施すべきかと考えるべきで、その結果、「何日程度の視察日数が必要」となるはずである。長距離の移動を繰り返せば12日で10カ所程度しか視察できない可能もあるが、上手にスケジュールを組めば1日に2カ所の視察、または同じ都市で複数の調査研究ができる日が多く取れるはずである。

班編成と実施時期に異議あり!

実施時期と3班編成についても異議がある。16年度中に3調査団とも派遣する必要はなく、2年に分けていいはずである。3班編成ということは、1班 13名の議員+2名の随員職員という視察団となる。以前も同規模の人数の特別委員会視察を実施したが、移動にも無理があり、質問さえしない議員も多数。団員が多くなればなるほど、緊張感もなくなるかもしれない。私は、2年に分けて4班編成にすべきだと思っている。非公式の話では、17年度に実施となると合併後の新議員の派遣をどうするかという議論が必要な可能性があり、その前に実施したいからという声も聞く。そこで16年度中に4班すべてが、視察に行くようであれば議会事務局も対応できないからこうなったとも聞く。疑問だらけの決定経緯である。

旅費の考え方に異議あり!

そして市民にとっての関心事項は、やはり視察旅費ではないだろうか。前期は、80万円以下、そして今期は120万円以下。実に5割増である。11月臨時会では、人事院勧告に従い、我々議員や特別職の期末手当の引き下げ、職員給料の引き下げも審議され、可決された。こうした状況の中、視察旅費の増額は、議員自らに対して厳しさが足りないという、いわゆるお手盛りと指摘されても仕方がないのではないか。なぜ旅費が高いか?それは、国際線利用は、ビジネスクラス利用を前提としているからである。「議員としての職務でいくのだからビジネスクラス利用も市民の理解が得られる」「エコミーでは、疲れてしまって視察にならない」という議員の声もあるが、私はエコミーでも十分だと思っている。体格のいい方、高齢議員に対する配慮は必要だが、私は、現在の経済状況で、海外視察を中止している議会が多い中、増額は市民理解が得られないと思う。

ともに活動している市民の会のメンバーからの意見では、海外視察の意義は認めながらも、特に視察費用を、1人あたり従来の80万円から120万円に引き上げて計画していることについて「常識離れしている」という意見が多数であった。当然である。

行政は、最少の費用で最大の市民サービス(効果)を提供するという使命がある。それをしっかり監視、政策提言するのが議員の役目である。我々、議員は常に事業の意義、費用対効果等を追及する立場で1.5倍もの増額予算では説明できない。もっと多くの方にこうした議員意識の現状を知っていただき、私は視察辞退も考えている。

議長宛の海外調査研究視察申込書は、アメリカコースを第1優先として提出。あわせて、下記の事項を付け加えた。

「なお、視察旅費について私の考える費用(限りなく80万円に近付ける)を大きく超える場合、計画の途中であっても視察団から抜ける可能性があることを申し添えます」と。

H15年12月16日には、第1回目の海外視察団会議が開催された。他の団員からは、「旅費にこだわらず成果を第1に考えるべきだ」という意見もいただいた。また、支援してくださる方の中には、「議員の役目、使命を果たすには、広く世界を知って目的を達成すべきであり、辞退することは役目を放棄することに等しい。このような微小なことより、もっと全体的なムダを省くことに努力すべきだ」という声もある。私の希望としては、他の議員もコスト意識に敏感になり、視察旅費ができる限り安くなり、視察に参加することにより、市民の皆さんにその成果をお返しできると判断し、公費を使わせていただくことに皆さんのご理解を得られるのであれば視察に参加したいとは思っています。

皆さんはどうお考えですか。ご意見いただけましたら幸いです。FAX、E-mail、ML、BBSでも併せてご意見募集中です。

豊田市議会議員 岡田 耕一

おかだ耕一を支えるカンパは以下へお願いいたします

UFJ銀行 豊田支店 (普通) 1113815

岡田耕一後援会

なお、カンパいただいた方は通帳にはお名前しか表示されませんので、お礼を申しあげたいため、ご一報下さるようお願いいたします。お一人様、1口1,000円から10口までお願いします。

様々な質問、要望、情報等お気軽にお寄せください。

連絡先

TEL・FAX/88-9194
(岡田自宅)

http://www.ko1.org/
E-mail:okada@ko1.org

100%古紙再生紙を使用しています。 R100